

# 居宅介護支援重要事項説明書

社会福祉法人 みどり会  
みどり会ケアプランセンター

## 居宅介護支援重要事項説明書

### 1. 当事業所の概要

#### (1) 事業所名及び所在地

事業所名	みどり会ケアプランセンター
事業所の種類	指定居宅介護支援事業所（平成12年4月1日指定）
所在地	和歌山市和佐中213番の1
介護保険事業者番号	和歌山市長指定 3070100106

#### (2) 事業所の職員体制

職種	人数	業務内容
管理者	1名 (兼務)	従業者の管理及び業務の管理
介護支援専門員	名 (1名兼務)	居宅サービス計画の作成の支援 居宅サービス事業者等との連絡調整等

(3) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(4) 休日 土曜日・日曜日・年末年始（12/31～1/3）

(5) 緊急時24時間連絡先 社会福祉法人みどり会  
特別養護老人ホームみどりが丘ホーム 電話 073-477-4374  
みどり会ケアプランセンター 電話 073-477-5266  
(担当者から折返しのお電話を致します)

(6) 通常の事業の実施地域 和歌山市

### 2. 当事業所の運営法人（社会福祉法人みどり会）が運営する他の介護サービス

事業種別	事業所名	住所
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームみどりが丘ホーム	和歌山市和佐中213番の1
ショートステイ	特別養護老人ホームみどりが丘ホーム	和歌山市和佐中213番の1
デイサービス	みどりケアステーション	和歌山市和佐中213番の1
地域密着型特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム第2みどりが丘ホームⅠ	和歌山市土佐町3丁目25番地
地域密着型特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム第2みどりが丘ホームⅡ	和歌山市土佐町3丁目25番地
ショートステイ	特別養護老人ホーム第2みどりが丘ホームⅠ	和歌山市土佐町3丁目25番地
ショートステイ	特別養護老人ホーム第2みどりが丘ホームⅡ	和歌山市土佐町3丁目25番地
デイサービス	みどりデイサービスセンター	和歌山市土佐町3丁目25番地

### 3. 利用料金

利用料金については、別紙料金表を参照して下さい。

### 4. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 5. 当事業所の居宅介護支援の特徴（事業目的、運営方針等）

- (1) 要介護状態等となった場合において、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。また、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう努めます。
- (2) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (3) 事業の運営に当たり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。
- (4) 利用者及びその家族は、介護サービス計画の作成にあたり、担当の介護支援専門員に対して複数の指定介護サービス事業者等の紹介を求めることや、介護サービス計画書原案に位置づけた指定介護サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。
- (5) 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定介護サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにつながります。そのため、日頃から居宅介護支援を担当する介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管しておいて下さい。  
また、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を、入院先の病院又は診療所にお知らせ下さい。
- (6) 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報については、主治の医師及び利用者に関係する医師、若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師及び利用者に関係する医師や若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

## 6. 秘密保持

事業者、介護支援専門員及び従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に開示又は漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

## 7. サービス内容に関する苦情相談窓口

- (1) 当事業所苦情担当者  
管理責任者 TEL 073-477-5266
- (2) 行政機関その他苦情受付機関
  - ①各市町村介護保険担当課  
(和歌山市役所 介護保険課) TEL 073-435-1190
  - ②和歌山県国民健康保険団体連合会 TEL 073-427-4662
  - ③和歌山市指導監査課 TEL 073-435-1319

## 8. 損害賠償

事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者及び家族等に故意または過失が認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

< 住 所 > 和歌山市和佐中 2 1 3 番の 1

< 名 称 > 社会福祉法人 みどり会

< 代表者氏名 > 理事長 古 梅 弘 (印)

説明者

< 所 属 > みどり会ケアプランセンター

< 氏 名 > (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

< 住 所 >

< 氏 名 > (印)

(代理人)

< 住 所 >

< 氏 名 > (印)

# 【重要事項説明書別紙】(令和6年4月1日～)

○担当介護支援専門員

氏名

連絡先 073-477-5266

○料金（居宅介護支援費）

居宅介護支援利用料は、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合には、利用者様の自己負担はございません。

ただし、介護保険適用の場合でも、利用者様の保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合がございます。その場合は一旦1ヶ月あたりについて下記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日各市町村の介護保険担当課の窓口へ提出しますと、払い戻しを受けることができます。

	取扱要件	利用料	
居宅介護支援費Ⅰ	・取扱件数45件未満	要介護1・2	11,316円
		要介護3・4・5	14,702円
居宅介護支援費Ⅱ	・取扱件数50件未満 ・ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合	要介護1・2	11,316円
		要介護3・4・5	14,702円

○その他の加算（必要に応じ算定。上記同様、利用者様の自己負担はございません。）

初回加算		3,126円	
入院時情報連携加算（Ⅰ）		2,605円	
入院時情報連携加算（Ⅱ）		2,084円	
特定事業所医療介護連携加算		1,302円	
退院・退所加算	カンファレンス無	連携1回	4,689円
		連携2回	6,252円
	カンファレンス有	連携1回	6,252円
		連携2回	7,815円
		連携3回	9,378円
通院時情報連携加算		521円	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,084円	
ターミナルケアマネジメント加算		4,168円	
特定事業所加算Ⅰ		5,407円	
特定事業所加算Ⅱ		4,386円	
特定事業所加算Ⅲ		3,365円	

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

<利用者氏名>

Ⓜ

<代理人氏名>

Ⓜ